

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 自衛官の募集期間(二九三・総務課)……………1
- 自衛官採用試験の試験期日等(二九四・総務課)……………1
- 救急病院の指定(二九五・医務薬事課)……………1
- 道路の供用開始(二九六・道路課)……………1

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施(総合防災課)……………1
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………3
- 収用委員会公示送達……………4
- 土地収用事件裁決書の公示送達……………4

告 示

秋田県告示第二百九十三号

平成二十年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月一日

募集期間

平成二十年七月一日から同年九月十日まで

秋田県告示第二百九十四号

平成二十年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

試験期日	試 験 場		募集地域
	名 称	位 置	
	自衛隊秋田地方協力本部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
	自衛隊秋田地方協力本部大館出張所	大館市赤館町三番三十三号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	自衛隊秋田地方協力本部能代地域事務所	能代市花園町二十六番二十二号	能代市 山本郡
	自衛隊秋田地方協力本部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
	自衛隊秋田地方協力本部由利本荘地域事務所	由利本荘市給人町七番三十三号	由利本荘市にかほ市
	自衛隊秋田地方協力本部大館地域事務所	大館市大曲町二十一番五号	大館市 仙北市
	自衛隊秋田地方協力本部横手地域事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第二百九十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称 所 在 地 認定の有効期限

秋田社会保険病院	能代市緑町五番二十二号	平成二十三年六月二十九日
----------	-------------	--------------

秋田県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	道角館六郷線	仙北郡美郷町小荒川字嶋ノ越一七番三地从先から千屋字下相野二一三番一地从先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成二十年七月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月一日から同月十四日まで

公 告

次のとおり特定調達に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年七月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 委託名 衛星通信ネットワークシステム点検整備委託
- (二) 委託場所 秋田市山王三丁目一番一号県庁第二庁舎(統制局)他百箇所
- (三) 委託内容 秋田県総合防災情報システムの基幹となる衛星通信ネットワークであり、県本庁と各地域振興局、各市町村、各消防本部及び各防災関係機関との間で衛星無線通信を確保している秋田県防災行政無線の中核となる部分である。

消防庁からの地震や津波に関する緊急連絡、さらには気象庁の発する気象警報などを迅速にこれら機関に送信し、災害を最小限度に食い止めるための緊急通信手段として使用しているほか、通常業務では電話・FAXとしても使用している。

さらに、災害時の有線電話網が破壊された場合は、防災関係機関での唯一の通信網となる位置づけの性格を有しているシステムである。これらシステムの構成装置の点検整備を行い、システム全体の動作を確認、検証する。

- 四 委託期間
- 五 契約締結の日から平成二十一年二月二十八日
- 六 入札の方法

本委託は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第八又は第九の規定により入札執行者が認められた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることのできる。

- 二 入札参加資格
- 三 入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。
- (三) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。
 - ・点検時、技術者常駐可能なこと。
 - ・不慮の事故の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。
 - ・他県などに同様のシステム納入実績があること。

- 四 電子入札運用基準第三に基づく利用者登録を行っていること。
- 五 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (一) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。
- (2) 提出書類等
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第一号）
 - (2) 提出方法

ただし、紙入札方式による場合（電子入札運用基準に基

づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合に限り。以下同じ。）は、秋田県知事公室総合防災課計画・情報班に一部持参すること。

- (3) 提出期間
 - 平成二十年八月四日（月）午前九時から同月十五日（金）午後五時まで（サーバ停止時間を除く。）
 - (4) 用紙の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなつたときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 四 設計図書等の閲覧
- 五 本委託に係る仕様書、図面、入札説明書、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

- (一) 閲覧方法
 - 電子入札システムの入札情報サービスによる。
 - (二) 閲覧期間
 - 平成二十年七月一日（火）から同年八月二十日（水）まで

- (一) 設計図書等に対する質問及び回答
 - 設計図書等に対する質問は、平成二十年八月一日（金）までに電子入札システムにより行わなければならない。
 - (二) 上記質問に対する回答は、平成二十年八月十五日（金）までに電子入札システムにより行う。

- 六 入札保証金及び契約保証金
- (一) 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
 - 秋田県財務規則（以下「規則」という。）第六十条及び第六十一条の規定するところによる。ただし、規則第六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (2) 契約保証金
 - 規則第七十七条及び第七十九条に規定するところによる。ただし、規則第七十八条第一号または第二号に該当する場合は、免除する。

規則第七十七条及び第七十九条に規定するところによる。ただし、規則第七十八条第一号または第二号に該当する場合は、免除する。

- 七 入札書等の提出等

- (一) 提出方法
 - 電子入札システムによる。
 - ただし、紙入札方式による者にあつては、秋田県知事公室総合防災課計画・情報班に持参すること。

- (二) 提出期間
 - 平成二十年八月二十一日（木）午前八時三十分から同月二十一日（木）午後五時三十分まで（サーバ停止時間を除く。）ただし、紙入札方式による者にあつては、(三)の開札予定時刻までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

- (三) 開札予定時刻
 - 平成二十年八月二十二日（金）午前十時

入札書に記載する金額
落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (五) その他
 - (1) 入札執行回数は、二回までとする。
 - (2) 開札の結果、入札参加者が一者であつた場合であつても、入札を執行するものとする。

- 八 落札者の決定方法
- (一) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が二人以上あるときは、電子入札運用基準第十五に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (二) 入札参加資格の確認を行ない、資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - (1) 落札候補者の入札価格によつては契約の内容及に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき

- (三) 入札参加資格の確認を行ない、資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - (1) 落札候補者の入札価格によつては契約の内容及に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき

(三) 入札参加資格の確認を行ない、資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。ただし、規則第七十八条第一号または第二号に該当する場合は、免除する。

者の次に低い者(該当する者が二人以上である場合は(一)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(一)の確認等を行うものとする。

(四) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(五) 契約担当者は、(二)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(六) (五)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して二日(秋田県の休日を含め)を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含めない。(一)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができない。なお、(五)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して十日(休日を含めない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができない。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (一) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (二) 開札日から落札決定の日までの間において、(二)に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (三) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (四) 同一の入札について二人以上の入札者の代理人となつた者の入札
- (五) 談合その他不正の行為によつて行われたと認められる入札
- (六) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (七) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (八) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札)
- (九) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったものした入札
- (十) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

十 その他

- (一) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (二) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認められた場合には説明を求めることがある。

し、必要と認められた場合には説明を求めることがある。

(三) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあつての留意事項を遵守しなければならない。

(四) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が(二)に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(五) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

十一 問い合わせ先

- (一) 入札に関する事項
 - 秋田県知事公室総合防災課計画・情報班
 - 秋田県秋田市山王三丁目一番一号 電話番号〇一八(八六〇)四五六七
- (二) 設計図書に関する事項
 - 秋田県知事公室総合防災課計画・情報班
 - 秋田県秋田市山王三丁目一番一号 電話番号〇一八(八六〇)四五六七

Summary

- 1 Subject matter of Contract : Maintenance Service for a satellite communications network of Lascom
- 2 Contracting Period : From July 8, 2008 to August 20, 2008
- 3 Time limit for submitting tender : 10:00 August 21, 2008
- 4 Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Akita prefectural, sannou 3-1-1, Akita City, Akita prefecture, japan 010-8572 TEL 018-8604567 (Japanese only)

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月一日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
	大仙市大曲			

番号	場 所	期 間
一	住吉町二三番一	宅 地 七二五・九三〇〇〇
二	横手市駅前町八三三番	宅 地 四〇・〇九〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	仙北地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八七―六三一五三二五	平成二十年七月一日(火)から同月十七日(木)まで(日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	平鹿地域振興局総務企画部総務課 総務・出納班 (電話)〇一八二―三二―二九四	平成二十年七月一日(火)から同月十七日(木)まで(日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	仙北地域振興局第一会議室	平成二十年七月十八日(金)午後二時
二	平鹿地域振興局第一会議室	平成二十年七月十八日(金)午前十時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (二) 法人の場合
法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六條に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八—八六〇—二七三六）に照会のこと。

収用委員会公示送達

収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五條第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年七月二十二日をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

平成二十年七月一日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

県道男鹿半島線改築工事（秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで）に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称

平成二十年六月十八日付け秋収委一五十一 「裁決書」

三 送達を受けるべき者

秋田県男鹿市脇本田谷沢字要沢七十二番二十四及び同七十二番二十五の土地の抵当権者

関根 史俊 住所不明 ただし、土地登記簿上の住所は、茨城県土浦市国分町三番三号

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄